

出雲市消防団改革推進委員会
第2期（令和5・6年度）
報 告 書

令和7年(2025)2月19日

— 目 次 —

	ページ
はじめに	1
I 機能別団員制度の推進	1
1 大規模災害対応団員について	1
(1) 検討内容	
(2) 検討結果	
(3) 実施状況	
2 総合支援団員について	2
(1) 検討内容	
(2) 検討結果	
(3) 実施状況	
3 外国人支援団員について	4
(1) 現状の把握	
(2) 入団等に向けた対応	
(3) 外国人支援団員の創設	
(4) 検討内容	
(5) 検討結果	
II 消防団員の確保	6
1 各分団における消防団員の勧誘方法について	6
(1) 調査結果について	
(2) 検討内容	
(3) 検討結果	
2 女性団員の拡充について	7
(1) 検討内容	
(2) 検討結果	
3 消防団員を雇用する事業所等に対する支援策について	8
(1) 現状の把握	
(2) 検討内容	
(3) 検討結果	
おわりに	10
出雲市消防団改革推進委員会名簿（令和5年度）	11
出雲市消防団改革推進委員会名簿（令和6年度）	12
開催日程及び主な検討事項	13

別添：資料1～4

はじめに

当委員会は、出雲市消防団を取り巻く諸課題の解決、将来のあり方を検討するため、令和３年８月４日に設置され、出雲市長から団員確保及び組織編成などに関する諮問を受け、第１期委員会において検討のうえ、令和５年２月６日に諮問事項に対する最終答申が提出された。その後、答申に基づいた改革を進める中で新たな問題や継続する諸課題について検討するため、令和５年度及び６年度は、第２期の委員で解決策などについて議論を行った。

第２期委員会では、新たに委員が就任されたこともあり、第１期委員会で検討された内容及び答申内容について確認するとともに、本市消防団の現状、諸課題について共通認識を図り、組織再編の大きな変革となる機能別団員制度の推進及び団員確保策を中心に議論を進め、令和７年２月５日までに６回の委員会を開催した。

この度、第２期委員会の検討結果についてまとめたので報告する。

I 機能別団員制度の推進

答申において、多様な住民が消防団活動に参画できるよう、個人の得意分野を活かし、また、事情に応じて特定の活動のみ行える機能別団員制度を積極的に推進することと示され、以下の機能別団員の創設について検討した。

1 大規模災害対応団員について

消防団の組織再編については、答申に基づき消防団本部で示された「出雲市消防団組織再編基本計画」（資料１参照）のとおり、基本団員と機能別団員とに区分し、機能別団員として風水害や地震等の特定の災害時に対応する「大規模災害対応団員」の創設に向けた任用要件及び処遇等について検討した。

(1) 検討内容

ア 任用要件について

災害現場においては指揮命令系統が確立されていなければ安全な活動ができないため、原則は団員経験者で編成することが望ましい。ただし、新たな団員を募集する分団もあることが予想され、団員経験者だけでなく防災士等の資格を持っているなど、大規模災害対応団員として活動ができると判断される者も任用対象として良いと考える。

イ 職務について

火災については基本団員で応援体制を確立し対応することとし、マンパワーが必要な風水害、地震等の大規模災害時のみ出場する。なお、平時の消防団活動には原則参加しないが、団長が必要と認める行事及び訓練については参加できることとし、また、大規模災害に対応するための訓練は必要であるため、ある程度、訓練を義務付ける必要があると考える。

ウ 報酬について（資料 2 参照）

基本団員とは違い火災に出場しないこと、普段の点検や広報活動、会議なども参加しない。主な出場として考えられる水防活動は、過去に比べ出場回数が増えてはいるものの年間数件であるのが現状であり、基本団員との業務量の違い及び近隣他市の年額報酬（松江市：10,000 円、雲南市：6,000 円）を参考にすると 10,000 円程度が妥当と考える。なお、出場報酬については基本団員と同額とすることが適当である。

(2) 検討結果

- 階級等：分団付の団員階級
- 職 務：風水害、地震等の出雲市地域防災計画に基づく活動
- 報 酬：年額報酬 10,000 円が妥当、出場報酬は基本団員と同額
- 任 用：消防団員経験者とするが、副団長、方面隊長又は分団長が推薦する者も任用可とする。
- 訓練等：平常時の活動は参加しない（団長が認めるものは参加）、訓練等については一定回数を義務付け、災害対応に備える。

(3) 実施状況

当委員会の検討結果に基づき、令和 6 年 4 月 1 日「出雲市消防団機能別団員に関する規程」が制定され、令和 6 年度からの組織再編によって大規模災害対応団員が 10 分団に設置された。

2 総合支援団員について

現状の団本部女性部の職務は基本団員と異なり、火災予防啓発、各種イベントでの広報活動及び応急手当の普及活動など特定の活動であり、機能別団員として位置付けることが適当である。このことから、機能別団員への移行に向けて職務及び処遇などについて検討した。

(1) 検討内容

ア 24 時間 365 日の災害対応は都合によりできなくても、短時間の消防団活動には参加したいという者は、女性に限らず男性にもいるはずである。このことから、性別に関係なく入団できるよう名称を変更することが望ましく、新たな名称として「総合支援団員」を提案する。

イ 職務については、現在の女性部の職務を継承する。

ウ 組織内の位置付けについて、各方面隊や分団にも配置することで、地域に密接した火災予防活動や救急講習指導などに有用とも考えるが、まずは現状の団本部付とし、人員や業務の拡充を図ることが重要である。そのうえで、将来的には各地域に支部等を設けることも考慮するべきであると考ええる。

また、階級については部長の業務は多様で、各種会議への出席及び部員の活動調整などが必要であるため、一律ではなく、部長、班長、団員とし業務の円滑化を図ることが必要と考える。

定員数については、現状の女性部の定員 24 人を据え置き拡充を図っていくことが望ましい。

エ 年額報酬については、現状において大型店舗をはじめ各種防災イベントへの参加、応急手当普及など業務量が多いことと、これを管理する部長、班長の職責に応じた金額とすることが必要である。ただし、常に災害対応に備える基本団員とは差をつけるべきであり、部長 30,000 円、班長 25,000 円、団員 20,000 円程度が妥当な金額と考える。なお、出場報酬については基本団員と同額とすることが適当である。

(2) 検討結果

- 名 称：(仮称) 総合支援団員
- 職 務：現在の女性部の活動を継承（予防、PR、救急法指導など）
- 組 織：団本部付、定員 24 名とし拡充を図る。階級については、
部長、班長、団員の階級を設ける。将来的に各地域に支部を設けることも考慮する。
- 報 酬：年額報酬 部長 30,000 円、班長 25,000 円、団員 20,000 円
出場報酬 基本団員と同額

(3) 実施状況

当委員会の検討結果に基づき、団本部付総合支援部として「出雲市消防団機能別団員に関する規程」の改正について、令和7年4月1日施行に向け調整されている。

3 外国人支援団員について

出雲市の外国人住民数は県内でも最多で4,861人（令和6年9月末）である。そのため、災害発生時には混乱を生じる可能性があり、避難支援や防災指導時のコミュニケーションを図る通訳対応等の対策を講じておく必要がある。現状を把握するとともに今後の消防団による外国人次対応に向けて検討した。

(1) 現状の把握

ア 全国の取組例

- ・ 横浜市中消防団「外国人防災指導チーム」
外国人への防火指導、救急講習指導等
- ・ 函館市消防団「通訳サポーターチーム」
現場や病院において、被災した外国人と消防隊や医師との間に入り通訳
- ・ 草津市消防団「外国人機能別団員」
外国人への防災に関する啓発活動
(避難所での通訳等も視野に入れている)
- ・ 安中市消防団「外国人機能別団員」
外国人への災害に対する啓発、避難所における通訳、情報伝達等

イ 市内外国人住民の関係団体

- ・ 技能実習生が日本語を勉強する「日本語教室」
- ・ NPO 法人ブラジルサポートセンター
- ・ 出雲村田製作所の派遣会社
- ・ 出雲市役所文化国際室の日系外国人の通訳の方

ウ 外国人住民の防災意識の現状

災害等に関わる経験が少なく、防災等に関わる意識が日本人に比べ低い。

エ 外国籍の消防団員の活動制限

消防団の公権力行使については「日本国籍が必要」と示されており、緊急車両の運転、危険な火災現場からの退去及び延焼防止のための家屋等の破壊などは実施できない。

(2) 入団等に向けた対応

ア 外国人が集まる飲食店、技能実習生が研修をうける日本語講座等の機会にパンフレットを置かせてもらう。

イ 外国人が利用するネットワークでの広報（Facebook 等）

(3) 外国人支援団員の創設

ア 消防団の区分

新たな機能別団員（仮称）外国人支援団員として創設

イ 任用の要件

条例の要件を満たすとともに、外国語の日本語通訳が可能なこと

ウ 職務

- ・ 災害時及び防災イベント等の通訳対応
- ・ 外国人への防災に関わる啓発活動（情報発信）
- ・ 外国人への応急手当の普及啓発活動

(4) 検討内容

ア 外国人もアパートではなく家を建てて定住されている人もいる。そのような方へ声がけをすることで協力を得られる可能性がある。

イ 多くの職務を求めるとハードルが高くなる。イベント対応だけ、通訳対応だけなど業務を絞って募る方向が良いと思われる。

ウ 地域において外国人と地域住民と関わる機会を設けているが、なかなか交流が深まる状況ではない。特にブラジルの方は家族単位での行動であり、自治会にも加入されないので、災害時においてどのように避難を呼びかけるかなど苦慮している。現状では外国人に機能別団員として入団してもらうのは、非常に難しいと思われる。

エ 災害の少ない国の人は防災意識が低い可能性がある。まずは、防災に関わる啓発活動から始め、そこから広げていくことが望ましい。外国人の情報ツール（SNS）において防災への啓発を図りながら働きかけ、外国人の仲間意識が強いと思われるので、お互いに助け合うという協力体制が構築できるのではないかと考える。

オ 外国人団体等に関わる方に、この委員会に出席していただき検討す

ると良い。

カ まずは、声がけができそうな団体へ相談することが必要である。

(5) 検討結果

- 現状において、すぐに機能別団員を設置し入団してもらうことは非常に難しい。
- 外国人支援団員の創設には、通訳できる日本人または日系人などが中心となることが効果的である。
- 今後は外国人を支援する関係団体へ相談しながら、外国人住民への防災意識の啓発を中心として進め、外国人支援団員の創設に向けて継続した検討が必要である。

II 消防団員の確保

今後の消防団員確保に向けての課題は答申で示されたとおり、報酬や負担軽減など団員に対する課題、また、地域や消防団員を雇用する企業などへの理解や協力、そして、効果的な広報活動など多くの課題があり、以下のことについて検討した。

1 各分団における消防団員の勧誘方法について

消防団員の確保については、団員が知り合いに勧誘、また自治会や町内会からの割り当てにより選出されているのが現状である。これは、団員や地域にとって負担となり、さらに、自治会加入率が低下する中、割り当てによる団員選出がネックとなり自治会を脱会するという問題に発展している地域もある。こうした中で、課題解決の参考とするため各分団の勧誘方法について現状調査を行った。

(1) 調査結果について（資料3参照）

選出方法は地域によって違い、町内会へ依頼している分団が26分団、町内会に割り当てがあるのが22分団であった。また、団員により勧誘しているのが33分団、退団者自らが勧誘しているのが19分団、そして自治会未加入者への勧誘も行っているのが19分団であった。

勧誘のみの分団、勧誘と町内依頼を合わせて行っている分団、町内依頼のみの分団など様々であった。

(2) 検討内容

- ア 退団する団員が自ら後任を探すなど、団員の負担になっている。
- イ 自治会や町内会からの割り当てのみによる分団もあり、地域の負担になっている。また、高齢化によって、割り当て人員を選出することが困難な自治会等もあることが予想される。
- ウ 自治会未加入者を含めた効果的な広報が必要である。
- エ 家族や事業所への理解と協力が必要である。
- オ 入団による本人のメリットが必要である。(やりがい、魅力を含めたメリットを掲げた広報)
- カ 消防団員の服装等を見直すことも必要である。(子どもたちにかっこいいというイメージを持ってもらうことも大切)

(3) 検討結果

- 地域の実情に応じた勧誘方法であることから、統一することは難しい。
- 勧誘方法については、団員だけで勧誘することは難しく、自治会等の協力も必要である。
- 自治会未加入者も含めた加入促進を図るため、SNS 等の様々な媒体を使用し消防団活動に対する理解、やりがい等の魅力を発信する効果的な広報を展開していくことが必要である。なお、高齢者へは紙媒体による広報が有効な場合もある。
- 消防団員を雇用している事業所等へは、消防団活動に対する理解、就業中にも災害出場しやすい環境への協力を継続的に求めていくことが必要である。

2 女性団員の拡充について

全国的に団員数は減少する中、女性団員は増加している。全国の令和 4 年度における団員の女性比率は 3.5%であり、出雲市に当てはめると 62 名となるが、実情は団本部 7 名、分団 2 名の計 9 名と少ない状況である。団員のなりて不足が進む中、男性団員だけでなく女性団員の拡充を図ることで団員数を確保するとともに、女性団員が消防団活動を展開することで、より地域に密接した消防団の姿が期待される。

(1) 検討内容

- ア 性別に関係なく、女性も防災に携わっていかなければならない。
- イ 女性団員の活動や存在について住民の認知度が低いと思われる。

ウ 消防団員は男性社会で酒席が多いことや訓練が厳しいという負のイメージが強いため、消防団のイメージアップには女性団員の活躍等のPRが有効である。

エ 女性部7名、分団には2名しかいない現状での募集はほぼゼロからのスタートであり、勧誘方法を工夫する必要がある。

オ 現団員としても女性団員の必要性について再認識する必要がある。

(2) 検討結果

- 女性団員の役割を含め、その活躍を広くPRし、まずは知ってもらうための取組が必要であり、女性団員が活動を展開することで消防団全体のイメージアップ効果が期待される。
- 個人に勧誘しても入団しづらいと思われるため事業所や団体、スポーツや趣味のサークルなどに声掛けをしていくことが有効である。
- 消防団と言えば火事への出動というイメージがあるため、女性団員の活動について具体的な説明をしたうえで勧誘していくことが必要である。
- 現団員としても女性団員に対する意識改革が必要であり、その必要性や活動内容を理解したうえで、普段から性別に関わらない勧誘活動に見直す必要がある。

3 消防団員を雇用する事業所等に対する支援策について

消防団員の約8割が被雇用者であることから、円滑な消防団活動を行ううえで事業所等の消防団に対する理解と協力が不可欠である。

(1) 現状の把握

ア 出雲市の取組

「出雲市消防団協力事業所表示制度」(資料4参照)

- ・ 総合評価方式の加点(土木や建築関係のみ)
- ・ 認定数は31事業所(令和6年8月現在)であり、認定規準は、従業員に対する消防団員の割合、消防団活動に配慮するなど、4つの基準のうちひとつでも該当すれば認定
- ・ 表示証を社屋に掲示、また、消防本部ホームページに掲載

イ 島根県の取組

「島根県まち・ひと・しごと創生資金」(設備・運転資金)

消防団協力事業所の認定事業所が融資対象であり、低利・長期での

利用が可能

ウ 全国市町村等の取組

法人事業税等の減税、融資制度や入札制度の加点、報奨金制度、防災士講座の開催及び広報誌掲載料の免除や消火器及び防災無線の無償貸与

(2) 検討内容

ア 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）について住民の認知度が低いと思われる。また、協力事業所への支援制度についても含め広報不足であり、まずはPRが必要である。

イ 協力事業所について、地域貢献活動に取り組む事業所として広く市民の皆さんに広報することで、事業所としても認知度や好感度アップというメリットとなる。また、これを目にした他の事業所も、消防団活動に対する協力意識に繋がってくれることが期待される。

ウ 協力事業所の認定審査については、事業所側の協力体制のみの審査であるが、本当に消防団活動への協力となっているのか、その事業所で雇用されている団員の意見も聞いて審査する制度に見直すことも必要であると考ええる。

エ 協力事業所の制度、認定企業についてホームページへ掲載されているが、目につきやすくなるよう見直す必要がある。また、他の方法での広報も検討していく必要がある。

オ 消防団員の確保に繋げるため、被雇用者が入団しやすく消防団員として活動しやすい環境をつくることが重要である。そのため、「消防団協力事業所表示制度」を推進し、事業所の消防団活動への協力が地域貢献として広く認められるための広報活動を展開していく必要がある。

(3) 検討結果

当委員会の意見として、次の方法による広報活動を案として示す。

- 現状の消防本部ホームページに掲載されている協力事業所掲載要領の見直し
- 消防出初式等に使用するパンフレット等へ協力事業所名を掲載
- 方面隊や分団で作成される広報誌等に協力事業所名を掲載
- 消防団積載車へ協力事業所名をステッカーで掲示
- 消防団格納庫などの壁面等に協力事業所名を掲示

おわりに

第 1 期委員会において示された答申に基づき、消防団組織の再編や各改革が進められている。令和 5 年度から 6 年度にかけて第 2 期となる当委員会では 6 回の議論を重ね、機能別団員の創設、また、消防団員確保に関する諸課題の解決策について、ここに方向性を示し委員の任期を終える。

今後も改革を進めていく中で、より具体的な方策について検討し、実行していかなければならない。次期委員会においては、進行状況に対して評価・助言をしながら、改革の実現に向けて引続き尽力していただくことをお願いする。

最後に、本報告書を受けて各関係者が行う消防団改革の取組により、地域における防災の中心的役割を担う消防団が、魅力ある組織になることを切に期待する。

出雲市消防団改革推進委員会 委員名簿(令和5年度)

役 職	氏名(敬称略)	組 織 ・ 役 職 等
委 員 長	石飛 孝夫	元出雲市消防団 副団長
副委員長	竹田 豊	元出雲市消防本部 消防長
委 員 (五十音順)	井山 和美	消防団員の家族
〃	唐木 聖子	出雲市消防団女性部 部長
〃	木村 公	出雲市防災安全部次長兼防災安全課長
〃	高橋 義孝	斐川地域自治協会連合会 会長
〃	寺本 淳一	出雲市議会議員
〃	錦織 孝司	出雲市消防団出雲中部方面隊 方面隊長
〃	濱村 美紀	JA しまね出雲地区本部 企画総務部人事課マネージャー
〃	本郷 創也	出雲市消防団平田第4方面隊 方面隊長
〃	水師 幸夫	大社地域自治協会連合会 会長
〃	森山 健治	湖陵町区会連合会 会長
〃	森脇 都多江	出雲市男女共同参画センター 所長
〃	矢野 和彦	出雲市消防長
〃	山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事

出雲市消防団改革推進委員会 委員名簿(令和6年度)

役 職	氏名 (敬称略)	組 織 ・ 役 職 等
委 員 長	石飛 孝夫	元出雲市消防団 副団長
副委員長	竹田 豊	元出雲市消防本部 消防長
委 員 (五十音順)	井山 和美	消防団員の家族
〃	唐木 聖子	出雲市消防団女性部 部長
〃	木村 公	出雲市防災安全部次長兼防災安全課長
〃	高田 茂明	斐川地域自治協会連合会 会長
〃	寺本 淳一	出雲市議会議員
〃	錦織 孝司	出雲市消防団出雲中部方面隊 方面隊長
〃	濱村 美紀	JA しまね出雲地区本部 企画総務部ふれあい福祉課 課長
〃	本郷 創也	出雲市消防団平田第4方面隊 方面隊長
〃	松本 新吾	出雲商工会議所 専務理事
〃	松本 俊憲	大社地域自治協会連合会 会長
〃	森山 健治	元湖陵町区会連合会 会長
〃	森脇 都多江	出雲市男女共同参画センター 所長
〃	矢野 和彦	出雲市消防長

開催日程及び主な検討事項

会議	開催日	主な検討事項（議題）
第 10 回	令和 5 年 8 月 14 日（水）	○出雲市消防団の現況及び改革の取組状況 ○委員会の目的と検討事項
第 11 回	令和 5 年 10 月 5 日（木）	○機能別団員（大規模災害対応団員）の創設
第 12 回	令和 6 年 2 月 10 日（水）	○女性消防団員の現状及び今後の拡充 ○消防団員の勧誘方法
第 13 回	令和 6 年 7 月 24 日（水）	○機能別団員（総合支援団員）への移行
第 14 回	令和 6 年 10 月 23 日（水）	○消防団員を雇用する事業所等の支援策 ○機能別団員（外国人支援団員）の創設
第 15 回	令和 7 年 2 月 5 日（水）	○出雲市消防団改革推進委員会 第 2 期（令和 5・6 年度）の報告書